

法務省保更第47号

平成29年6月13日

地方更生保護委員会委員長 殿

保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局長 畝 本 直 美

(公 印 省 略)

第58回BBS会員中央研修会の実施について（通知）

標記研修会を別添「第58回BBS会員中央研修会実施要領」により実施するので、関係事務の円滑な処理に配慮されたく通知します。

第 58 回 B B S 会員中央研修会実施要領

1 趣 旨

本研修会は、B B S 活動の中心である地区 B B S 会において、主として組織の中心となってその活動を積極的に推進している地区会長等の B B S 会員を対象とし、同会員が、今後も組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう、必要な知識及び技能を修得することを目的とする。

2 期 間

平成 29 年 9 月 23 日（土）及び 24 日（日）

3 場 所

国立オリンピック記念青少年総合センター
東京都渋谷区代々木神園町 3-1

4 日 程（案）

9 月 23 日（土）

B B S 運動発足 70 周年記念式典

（別紙「B B S 運動発足 70 周年記念式典日程（案）」のとおり）

9 月 24 日（日）

開講式 (午前 9 時 00 分～)

研修 1 パネルディスカッション (午前 9 時 15 分～)

研修 2 グループ協議 (午後 0 時 30 分～)

修了式 (午後 2 時 45 分～)

(午後 3 時 00 分終了予定)

5 主 催

法務省保護局
特定非営利活動法人日本 B B S 連盟

6 研修員

BBS 会員 100 名

7 研修員の選定及び報告

- (1) 保護観察所長は、上記 1 の研修の趣旨を踏まえて、都府県 BBS 連盟（北海道にあっては、各保護観察所の管轄区域を単位とする連盟とする。）と協議の上、地区会長等 2 名を選定し、別に定める様式により、6 月 23 日（金）までに 研修員名簿を地方更生保護委員会宛て回報するものとする。
- (2) 地方更生保護委員会は管内分を取りまとめ、7 月 14 日（金）までに 別に定める様式により法務省保護局更生保護振興課宛て回報するものとする。

8 その他

- (1) 研修員の旅費は、（項）更生保護活動費（事項）保護観察等に必要な経費（目）研修生旅費において配賦済みの予算により執行するものとする。
- (2) 研修員は、原則として国立オリンピック記念青少年総合センターに宿泊するものとする。
- (3) 研修員の本研修会への中途参加及び中途退出は、特別の事情のない限り認めない。

第58回BBS会員中央研修会研修員名簿

研修員及び研修員の所属地区会について

(経験年数等は研修初日(9月23日)を基準とする)

都府県連盟名	所属地区会名	BBSの経験年数	地区会等における役職	役職の経験年数	氏名	よみがな	年齢	職業	性別	住所	携帯電話番号	メールアドレス (連絡がつくもの)	緊急連絡先	レセプション 参加の有無
		年 月		年 月						〒 -				
ともだち活動経験				有／無	件									
所属地区会の主な活動				＜エクセルファイルの別シートに記載例があるので参照ください＞										
所属地区会における研修員本人の役割・活動状況														

※ この名簿は緊急時、研修、研修に関連した事務連絡等に活用します。

第58回BBS会員中央研修会研修員名簿

記載例

研修員及び研修員の所属地区会について

(経験年数等は研修初日(9月23日)を基準とする)

都府県連盟名	所属地区会名	BBSの経験年数	地区会等における役職	役職の経験年数	氏名	よみがな	年齢	職業	性別	住所	携帯電話番号	メールアドレス (連絡がつくもの)	緊急連絡先	レセプション 参加の有無
東京都BBS連盟	〇〇地区BBS会	2年10月	会長	1年4月	保護 太郎	ほご たろう	22歳	学生	男	〒100-8977 千代田区霞が関1-1-1	090-xxxx-xxxx	xxx@xxx.com	03-3580-4111	有
ともだち活動経験				有		3件								
所属地区会の主な活動				保護観察中の少年に対する学習支援(月2回程度)／少年院、刑務所でのスポーツ交流(月1回程度)／清掃奉仕活動、創作活動(年2回)等の社会貢献活動又は社会参加活動／更生保護施設での寺子屋活動(月1回)／児童養護施設の子どもたちを招待してのバスハイク										
所属地区会における研修員本人の役割・活動状況				地区会長として地区会をまとめるとともに、渉外担当として、保護観察所、保護司会、更生保護女性会、児童相談所等、BBS外部機関との連絡調整を行っている。具体的には、グループワークにおいて、企画の紹介、協力の依頼、協力の依頼、イベント当日までのさまざまな調整等を行っている。										

※ この名簿は緊急時、研修、研修に関連した事務連絡等に活用します。

留意事項

以下の事項は、引率責任者から各団体構成員に必ず周知してください。

当センターは、青少年教育のための公共の施設です。
ご利用に際しては、他の利用団体の迷惑とならないようにご協力ください。

環 境 美 化	施設を大切に使用し、環境美化に努めてください。 案内掲示等は、指定された掲示板等に限ります。
喫 煙	宿泊室内・研修室内は、禁煙です。喫煙は、喫煙コーナーなど灰皿のある場所に限ります。特に歩行中の喫煙・吸殻の投げ捨て等は厳禁です。
懇談会・会食等	研修室内での食事は、原則としてできません。ただし、交流・交歓等のため、プログラム上必要な場合は、所定の場所での飲食は可能です。事前にご相談ください。
備品類の破損	備品類を破損した場合は、内線2256(利用案内)にご連絡ください。
不審物・不審者	不審物・不審者を発見した場合は、内線2950(防災センター)にご連絡ください。
省エネルギー	エレベーター利用の自粛、節電・節水等にご協力ください。
貴重品の管理	盗難・紛失防止等の為、貴重品は、団体又は各自で管理するか、セーフティボックスをご利用ください。
病 気 ・ け が (救急車)	急病やけが等で、救急車を呼んだり呼ぶ必要がある場合は、必ず、内線2256(利用案内*17:45~9:00はD棟フロント)に連絡してください。
駐 車 (入退場可能時間 6:30~23:00)	大型バス等車両は予め申請し、「大型バス駐車場」に駐車していただくことになっております。一般車両(乗用車等)は「地下駐車場」をご利用ください。荷物搬入等ご利用の場合は、30分未満無料となっております。 *心身障がい者等の駐車場利用料金免除がありますので、予めご相談ください。 *地下駐車場に入庫可能な車両の大きさ ＝長さ5.6m未満/幅1.9m未満/高さ2.8m未満(地下1階)・2.1m未満(地下2階)

ご利用中にご不明な点がございましたら、

センター棟1F 利用案内(内線2256)にお尋ねください。

研修施設 利用後のマナー

～次に利用される方々のために～

使用された研修施設の整理・整頓等を次の要領で行なってください。

項 目	要 領
床	清掃用具で清掃してください。
ホワイトボード	文字等を残さないように、白板消しで拭いてください。
ボードマーカー	キャップを確実に閉めてください。
机 ・ 椅子	室内で移動した場合は、所定の位置に整頓してください。 机の上等を汚した場合は、雑巾(給湯室にあります)で拭いてください。
窓	退室時は、必ず閉めてください。
照明・エアコン	退室時は、スイッチを切ってください。
A V 操 作 卓 (80人以上の研修室)	使用したテープ等を取り出し、説明に従って終了操作を行ってください。 ワイヤレスマイクは、教卓内の充電器へ格納してください。
ゴ ミ	ゴミ箱へ分別して捨ててください。 ただし、持ち込みされた資材類及び大量のゴミ等は、お持ち帰りください。

※清掃用具は、センター棟
スポーツ棟
カルチャー棟
各階の清掃用具庫(廊下の中央寄り1~2ヶ所)
体育室の各倉庫(器具庫)
各階廊下の中央付近(1ヶ所)にあります。 使用後は元の位置に戻してください。

宿泊生活について

入 室 時	必ず避難経路を確認してください。 宿泊室備え付けの「インフォメーション」を必ずお読みください。			
飲 食	宿泊室での飲食はできません。各食堂等をご利用ください。			
	食 堂（飲食可能な場所）			営 業 時 間
	正門入って右	「カフェ&ベーカリー　ぴっころ」		8:00～19:00
	セ ン タ ー 棟	2 階	「カフェテリア　ふじ」	朝食　7:00～　9:00 昼食　11:30～13:30 夕食　17:00～19:00
		2 階	「カフェ　フレンズ」	8:00～19:00
	カルチャー棟	2 階	「レストラン　とき」	11:30～21:00
	国 際 交 流 棟	1 階	「売店前ラウンジ」	(売店)　7:30～21:50
		9 階	「レストラン　さくら」	7:00～23:00
※詳しくは、各食堂業者にお問合せください。				
喫 煙	宿泊室は、全室禁煙です。B・C棟においては、指定の談話コーナー、D棟は3階・6階の喫煙コーナーに限り喫煙ができます。 歩行中の喫煙・吸殻の投げ捨て等は、厳禁です。			
談 話 コ ー ナ ー	利用の都度、必ず清掃・整頓を行ってください。 深夜のご利用は、他の団体の迷惑になりますのでご遠慮ください。			
門 限	正門は24時間対応としてますが、23時～6時の間は守衛に団体名をお伝えいただくか、宿泊室の鍵をご提示ください。			
入 浴	利用時間は、各浴室とも17時から23時30分までですので、厳守してください。			
		リンスインシャンプー ボディーソープ	ドライヤー	タオル
	A棟宿泊者 ※ユニット内のシャワーを使用すること	○	×	×
	B・C棟宿泊者 ※B棟浴室を使用すること	○	○	×
鍵 の 取 り 扱 い	宿泊室を留守にする場合は、窓とドアを必ず施錠してください。 団体で外出する際は、引率責任者が宿泊者全員分の鍵を一括して宿泊D棟1階フロントで、お預かりすることも可能です。 ※鍵の紛失は、実費弁償となりますので、取り扱いには十分ご留意ください。 (A・B・C棟5,500円／D棟630円)			
A 棟 ユ ニ ッ ト	A棟ユニットは、割り当てられた団体の関係者以外の立ち入り・通り抜けはできませんので、くれぐれもご留意ください。 ※ドライヤーやアメニティ類は用意されていません。必要な方は各自お持ちください。			
D 棟	D棟の鍵は、オートロックです。宿泊室にカードキーを置いたまま外出すると、入室できませんのでご注意ください。 室内には、スリッパ・タオル・バスタオル・リンスインシャンプー・ボディーソープ・ハンガー(2)があります。浴室利用の際は、ドアを閉めて、換気扇をつけてください。 (湯気が室内にもれると、火災報知器に反応して、発報することがあります。) D棟1階フロントでズボンプレスー・アイロン・ドライヤーの貸出しをしています。 有料で寝間着も貸出しをしています。 ※各部屋にドライヤーやアメニティ類は用意されていません。必要な方は各自お持ちください。			
	生活関連サービス			
詳細は、宿泊室備え付けの「インフォメーション」をご覧ください。				

宿泊室 利用の後にー

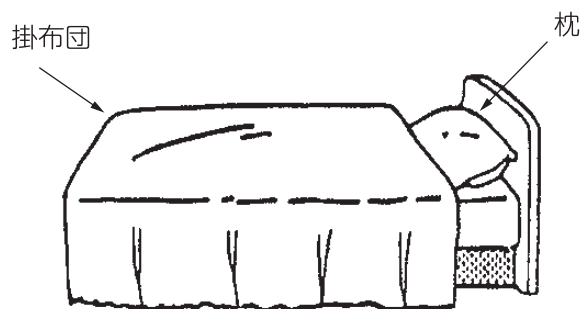
※使用後は次の利用者がそのまま使用します。

宿 泊 室 の 清 掃 ・ 整 頓	利用した宿泊室(A・B・C棟)の清掃は、セルフサービスです。部屋移動日及び利用最終日の朝に、宿泊室備え付けの「インフォメーション」等を参考にして、清掃・整理整頓を必ず行ってください。
シ ー ツ の 返 却	20枚を一束にして紐でまとめて返却してください。 (紐はリネン室で受け取れます。)



使用された宿泊施設の清掃・整頓等を以下の要領で行ってください。
(利用最終日及び利用中に宿泊室を移動する日の朝)

(1) ベッド寝具の
整頓の仕方
宿泊A・B・C棟



(2) 和室寝具の
整頓の仕方
宿泊B棟1階



(3) 宿泊室の清掃・整頓

宿泊A棟（ユニット棟） 宿泊B・C棟（2・4人室）

床	各宿泊室・談話コーナーに設置されている清掃用具で清掃してください。
窓	操作説明に従って閉めてください。
カーテン	カーテンベルトでとめてください。
ゴミ	分別して談話コーナーのゴミ入れに捨ててください。
ハンガー タオル掛け	数を確認し、整頓してください。 ※ハンガーは1人当たり2本です。

宿泊B棟（和室10人室）

畳	電気掃除機・座敷ほうきで清掃してください。
窓・襖	退室時に閉めてください。
障子	退室時は開けてください。
ゴミ	分別して談話コーナーのゴミ入れに捨ててください。
ハンガー タオル掛け	数を確認し、整頓してください。 ※ハンガーは1人当たり2本です。

※清掃用具は、各部屋や談話コーナーの清掃用具庫にあります。使用後は元の場所に戻してください。

《申込等窓口・開設時間のご案内》

窓口開設時間 休館日（法令等に定められた施設・整備の点検の日）を除く毎日 9：00～17：00
ただし、【●申込 9：00～15：00 ●変更・問合せ 9：00～17：00 ●支払 7：30～22：00】

国立オリンピック記念青少年総合センター

TEL 03-3469-2525 FAX 03-3469-2277

<http://nyc.niye.go.jp/>（休館日のお知らせ・料金表・交通案内等）

事 務 連 絡
平成 2 9 年 6 月 1 3 日

地方更生保護委員会事務局長 殿
保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局更生保護振興課長 古 田 康 輔

第 5 8 回 B B S 会員中央研修会の準備事務について

標記研修会については、本日付け法務省保更第〇〇号「第 5 8 回 B B S 会員中央研修会の実施について」（以下「通知」という。）をもって保護局長から通知されたところですが、研修員選定等の準備事務は、同通知によるほか、下記により取り扱い願います。

記

1 研修員の選定及び研修員名簿の提出について

- （１）通知別添の実施要領 7 により、保護観察所長が地方更生保護委員会に提出する研修員名簿は、別紙 1 によること。

研修員は、意欲及び経験が豊富で、次代の活動を担う立場の者とする。

ただし、日本 B B S 連盟役員及び都府県 B B S 連盟会長は除くこと。

- （２）（１）により研修員を選定できないときは、地方更生保護委員会は、保護観察所と協議の上、管内で複数名の研修員を選定可能な都府県 B B S 連盟からの選定について調整し、割り当てられた研修員を確保すること。

- （３）地方更生保護委員会は別紙を取りまとめの上、平成 2 9 年 7 月 1 4 日（金）までに、法務省 W A N により当課担当者（地域活動推進係・加藤：sk160411@moj.go.jp）宛て送付すること。なお、送付の際は、ファイル名を「別紙 1（都府県名・参加者氏名）」とすること。

2 その他

- （１）B B S 運動発足 7 0 周年記念式典における受彰者（法務大臣感謝状、日本 B B S 連盟会長表彰）の中に、研修員が含まれても差し支えない。
- （２）本研修会に参加するに当たり前泊が必要な場合は、研修員は、各自宿泊

場所を確保するものとする。なお、研修会実施場所（国立オリンピック記念青少年総合センター）で前泊又は後泊を希望する場合は、研修員は、日本ＢＢＳ連盟に事前に相談すること。

- (3) 研修員の宿泊場所は、国立オリンピック記念青少年総合センター 宿泊Ａ棟である。別添１「留意事項」をよく読み、施設規則を遵守し、必要なアメニティは各自で用意すること。
- (4) 研修員は、宿泊費として１日当たり２，０００円を、おって連絡する日本ＢＢＳ連盟の指定する口座に、都府県ＢＢＳ連盟ごとにまとめて、振り込むこと。
- (5) 研修員が９月２３日（土）夕刻開催予定のレセプションに参加する場合は、１名当たり３，０００円を上記（２）と同じ方法により、振り込むこと。
- (6) 研修員は、運転免許証、学生証など顔写真付の本人確認書類を常時携帯すること。
- (7) 本研修会の研修員の旅費を計算するに当たっては、別紙２を参考とすること。

日 B 連 発 第 1 0 号
平成 29 年 6 月 14 日

地方更生保護委員会事務局長 殿
保 護 観 察 所 長 殿

特定非営利活動法人日本 B B S 連盟
会 長 戸 田 信 久
(会長印省略)

第 5 8 回 B B S 会員中央研修会における研修員の推薦について（連絡）

標記研修会については、本月 1 3 日付で保護局長から通知が発せられたところ
です。

つきましては、研修員の選定及び報告について、保護観察所長におかれまして
は、実施要領 7 及び同日付保護局更生保護振興課長事務連絡のとおり、都府県 B
B S 連盟（北海道にあっては、各保護観察所の管轄区域を単位とする連盟）と協
議の上、地区会長等 2 名を選定して、6 月 2 3 日までに研修員名簿を地方更生保
護委員会宛て回報されるようお願いします。

関係事務を円滑に処理するため、選定等に当たっては、別添の「B B S 運動発
足 7 0 周年記念行事の実施について」にも留意されますよう、重ねてお願いしま
す。

以上